

内閣総理大臣 安倍 晋三 殿  
内閣官房長官 菅 義偉 殿  
国土交通大臣 赤羽 一嘉 殿  
総務大臣 高市 早苗 殿  
財務大臣 麻生 太郎 殿  
経済産業大臣 梶山 弘志 殿  
経済再生担当大臣 西村 康稔 殿

## 新型コロナウイルス感染症における交通業界支援策の早期実施を求める意見書

令和2年5月25日に緊急事態宣言が全面解除された。新しい生活様式が勧められる中、新型コロナウイルス感染症による自粛等で多岐に渡る業界が大きな打撃を受けた。国民の移動手段である交通業界もその1つである。

政府からは、①感染拡大防止策を講じながら、サービス提供が継続されることが必要。②需要減に伴う減収から財政面で事業存立基盤が揺らいでいる事業者について、事態収束後にサービス提供の継続が困難となる事態を回避することが必要。③事態収束後は、十分な感染拡大防止策を講じつつ、ビジネスモデル面も含め円滑な移行に向け準備することが必要とある。

しかし、飛行機、鉄軌道・バス・ハイタク等は、社会生活・経済活動を根底で支えている業界であり、現場で働く方々は、「エッセンシャル・ワーカー」として、新型コロナウイルス感染の不安を背負いながらも、利用者利便と輸送の使命を背負っている。

政府や地方公共団体による、休校、外出・移動自粛、テレワークの拡大、各種スポーツ・イベントの中止などの要請があり、飛行機、鉄軌道・バス・ハイタク等の輸送人員が大幅に減少し、その損失は、今後の事業の存続にも関わる膨大なものとなっている。また、交通業界への影響は今後数年続くことが予想されるとともに、第二次感染拡大に対する備えも必要となる。交通業界が停滞することによる高齢者の通院や買い物難民等、市民への影響は計り知れない。

については、下記の要望について積極的な実施を求める。

### 記

1. 地域の生活を守るため、交通業界の安定に向けた基金を創設して頂きたい
2. 地域公共交通確保維持改善事業の特例・拡大適用等の特別措置を講じて頂きたい
3. 市民が安全に公共交通を利用できるよう、新型コロナウイルス感染症対策の整備に関わる補助を交通業界に支給して頂きたい
4. 不特定多数の市民が乗車する交通業界において、一時的な慰労金の創設をして頂きたい

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年9月14日

四條畷市議会